

サプライチェーン・リスクに関する特約条項

- 1 契約相手方は、官側との契約履行に必要な物品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざるぜい弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行ってはならない。
- 2 契約相手方は、官側との契約履行に必要な物品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み若しくは組込み、その他官側の意図せざる変更が行われないように相当の注意をもって管理しなければならない。
- 3 契約相手方は、官側との契約履行に必要な物品等について、官側の能力に対抗し、若しくはこれを毀損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（契約相手方がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接若しくは間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 官側は、契約相手方が専ら官側の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部若しくは一部に係る障害等リスクについて契約相手方から照会を受けた場合であって、契約相手方による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相当の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、契約相手方は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（官側との契約履行に必要な物品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。
- 6 契約相手方は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、官側の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。